

# 会計学

＜問題1 解答例＞ ※ゴシック体の部分は解答用紙に予め記載されています。

（解答欄：(1)）

(ア) 物理的	(イ) 耐用期間
(ウ) 配分	(エ) 償却資産
(オ) 非償却資産	(カ) 減耗性資産
(キ) 生産高比例法	

（解答欄：(2)）

自己金融効果とは、減価償却という手続きを通じて、減価償却費に相当する資金が企業内に留保されるという効果であり、減価償却費が、他の一般的な費用項目と異なり現金支出を伴わない費用項目、すなわち、非資金支出費用であることから生じる効果である。このような減価償却費の自己金融効果により、減価償却計算は増資又は借入等の資金調達を行った場合と同様の資金的効果を有すると捉えることができる。

以下具体的に検討していく。まず、損益計算書において100,000円の収益および80,000円の費用がそれぞれ計上された場合で、収益については100,000円全額が資金の流入を伴い、費用についてはその内訳が50,000円の現金支出費用と30,000円の減価償却費(非現金支出費用)と仮定する。この場合、50,000円の現金支出費用に関しては資金の流出を伴うが、30,000円の減価償却費については、非現金支出費用であるため、資金の流出が伴わないこととなる。また、当該損益計算書において計上される収益100,000円と費用80,000円の差額である利益20,000円については、配当の支払いなどで社外に流出するものとする。

とすれば、結果的に収益100,000円の資金流入のうち、現金支出費用として50,000円計上し、配当などの支払いとして20,000円計上しているために、手元には30,000円だけ資金が残ることとなる。つまり、減価償却費相当額30,000円分の資金が社内に留保されることとなる。

この減価償却費は、非現金支出費用であるために、実質的には減価償却費相当額を外部から資金として調達したことと同様の効果が得られ、これを減価償却の自己金融効果と呼ぶのである。

なお、この自己金融効果は減価償却計算を行う上で、副次的に得られる効果であり、あくまでも減価償却計算の目的は適正な期間損益計算である。そのため、自己金融効果を得ること自体を目的として減価償却計算を行ってはならない。

（解答欄：(3)）

144,000円

**<問題2 解答例> ※ゴシック体の部分は解答用紙に予め記載されています。****( 解答欄 : (1) )**

<b>(ア)</b> 使用収益	<b>(イ)</b> 解除
<b>(ウ)</b> 経済的利益	<b>(エ)</b> 実質的
<b>(オ)</b> コスト	<b>(カ)</b> 売買取引
<b>(キ)</b> 賃貸借取引	

**( 解答欄 )****(2) a**

リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引に準ずるリース取引とは、法的形式上は解約可能であるとしても、解約に際し相当の違約金を支払わなければならない等の理由から、事実上解約不能と認められるリース取引をいう。

**(2) b**

リース物件を自己所有とするならば得られると期待されるほとんどすべての経済的利益を享受することを意味する。

**(2) c**

リース物件の取得価額相当額、維持管理等の費用、陳腐化によるリスク等のほとんどすべてのコストを負担することを意味する。

**(3)**

リース資産及びリース債務の計上額を算定するにあたっては、原則として、リース契約締結時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法による。

**(4)**

所有権移転ファイナンス・リース取引については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により減価償却費を算定し、耐用年数は、経済的使用可能予測期間とする。所有権移転外ファイナンス・リース取引については、企業の実態に応じた償却方法を選択適用し、耐用年数は、リース期間とする。なお、残存価額については原則としてゼロとする。

**(5)**

そもそも資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう。そこで、リース取引の本質を財産使用权の移転とみなした場合、財産使用权は、リース契約の締結という過去の事象によって借手が支配する資源であり、当該資源から将来の経済的便益が借手に流入することが見込まれるため資産の定義を充たすこととなる。これは、所有権移転ファイナンス・リース取引、所有権移転外ファイナンス・リース取引、オペレーティング・リース取引のいずれにも該当するため、全てのリース取引につきリース資産を貸借対照表に計上すべきである。